

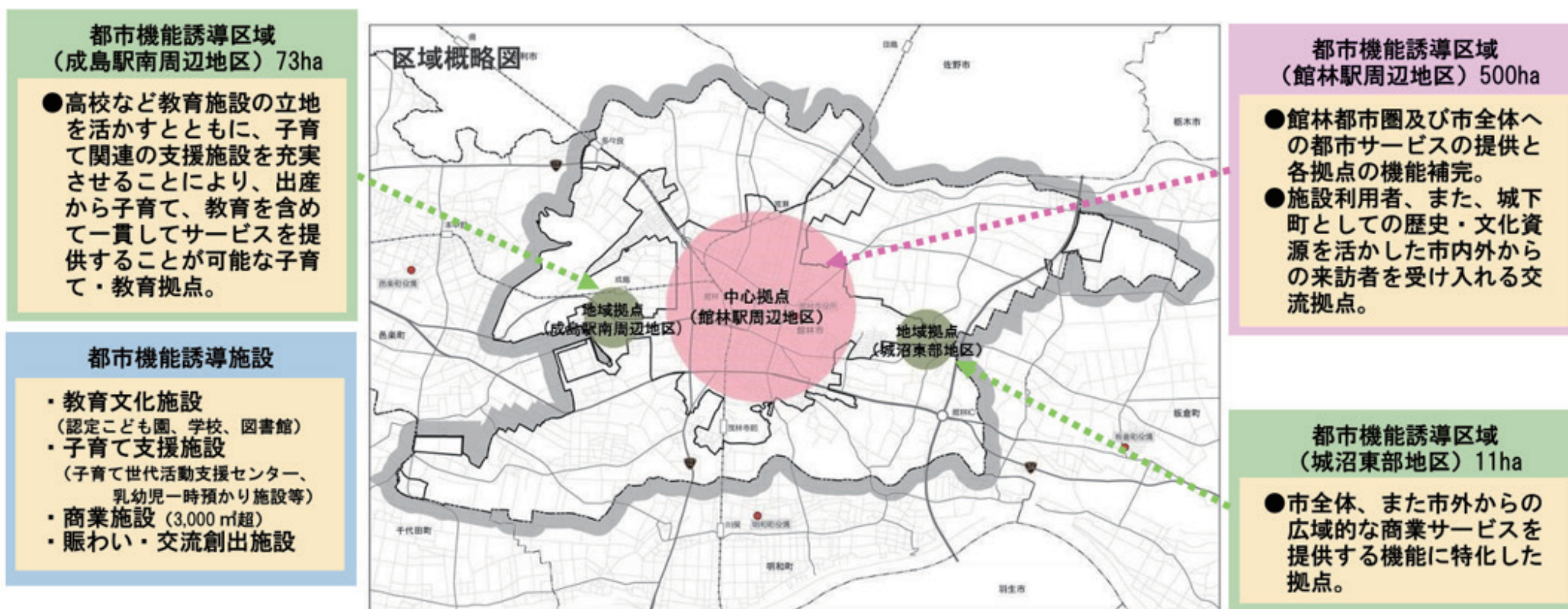
渡辺みつのり政策提言 「立地適正化計画」について

すべての市民の ための市政を

すべての市民に関わるまちづくり計画に「立地適正化計画」があります。

立地適正化計画は、人口減少、公共インフラ（道路・下水道等）の維持のための財政負担軽減などの理由から、「居住誘導区域」（居住を誘導し、人口密度を維持する区域）と「都市機能誘導区域」（行政、教育・文化、医療・福祉、商業など生活サービス機能を提供する施設の集積を誘導する区域）を設定し、誘導する計画です。

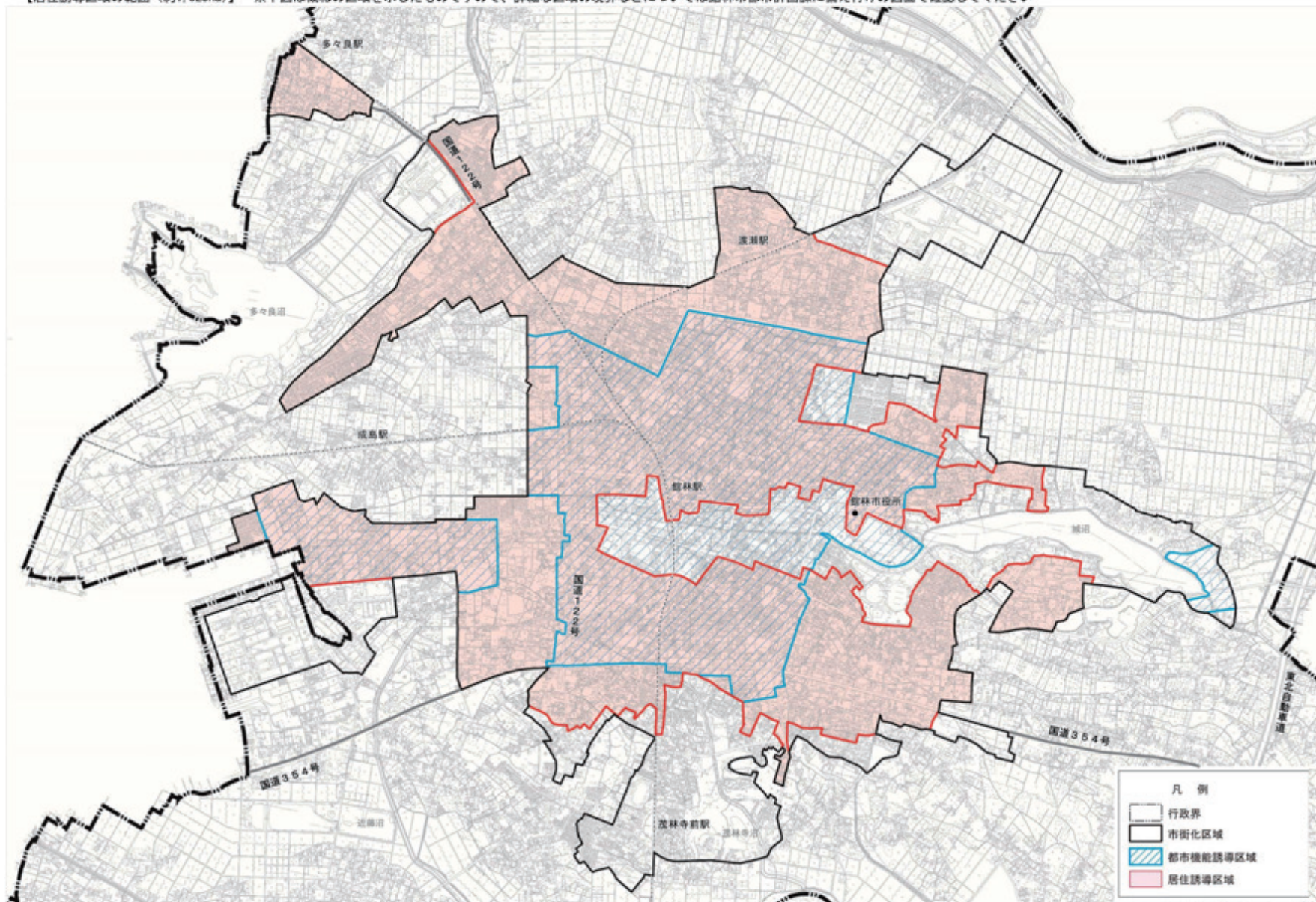
一方、「居住誘導区域」「都市機能誘導区域」外の郊外（赤羽地区、大島地区、三野谷地区など）の衰退や地域経済にあたえる影響は大きいと言えます。館林市は、他の過疎自治体とは異なり、**関東平野に位置し、インターチェンジがあるなど条件に恵まれた自治体**であり、**行政による縮小計画一択ではなく**、郊外の拠点を活かすことや、民間の力を活かす等他の選択肢も考えられると考えます。また、今後のまちづくりに重大な影響を及ぼす**まちづくりにおいて、市民との合意形成（住民自治）を大切にするよう政策提言**します。



「都市機能誘導区域」の状況 ※館林市が一般に周知させることを目的とした「立地適正化計画」（概要版）より転載。

館林市の郊外（赤羽地区、大島地区、渡瀬地区、三野谷地区、多々良地区の大部分、郷谷地区の東、六郷地区の南等）には
居住誘導区域  がない状態といえる。

【居住誘導区域の範囲（約1,025ha）】 ※下図は概ねの区域を示したものです、詳細な区域の境界などについては館林市都市計画課に備え付けの図面で確認してください



「居住誘導区域」「都市機能誘導区域」の状況 ※館林市が一般に周知させることを目的とした「立地適正化計画」（概要版）より転載。